

# 令和6年度特定健診受診率向上に向けた市町村国保支援事業 企画提案公募要領

## 1 目的

福島県における市町村国保の特定健康診査（以下、「特定健診」という。）受診率は、他県に比べて低い状況にある。特定健診は、健康リスクや疾患を早期に発見し、治療を開始するための重要な手段であり、受診率を高めることは病気の早期発見による重症化予防につながり、大幅な医療費の削減にも寄与する。

本事業は、効率的かつ効果的な受診勧奨通知の送付などの施策を立案及び実施することで、特定健診の受診率向上を図ることを目的とする。

## 2 業務内容

「令和6年度特定健診受診率向上に向けた市町村国保支援事業業務委託仕様書」のとおり

## 3 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

## 4 予算上限額

19,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 5 応募資格

次の要件をすべて満たす団体とする。

- (1) 本事業の趣旨や目的に沿った事業実施ができ、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための経営基盤を有していること。
- (2) 定款、規約等を持ち、株主総会や理事会等で団体の意思決定ができ、財産管理の方法が明確であること。
- (3) 宗教活動及び政治活動を主たる目的としていないこと。
- (4) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下にある団体等でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続き開始の申立てがされている者（同法第33条第1項の規定に基づく再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続き開始の申立てがされている者（同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 共同体（当該業務を共同連帯して行うことを目的に2以上の者が構成員となって結成した共同体。以下同じ。）である場合、次のア～オに掲げる要件をすべて満たしている者であること。
  - ア 構成員が上記(1)～(5)に掲げる要件をすべて満たしている者であること。
  - イ 共同体協定書等により共同体の協定書を締結している者であること。

ウ 構成員の分担業務が、業務の内容により共同体協定書において明らかな者であること。

エ 一つの分担業務を複数の構成員が共同して実施することのないことが、共同体協定書において明らかな者であること。

オ 構成員において決定された代表者が、共同体協定書において明らかな者であること。

## 6 スケジュール

- |               |                  |
|---------------|------------------|
| ・公募開始         | 令和6年4月17日(水)     |
| ・質問受付、参加申込期限  | 令和6年4月26日(金)     |
| ・企画提案書提出期限    | 令和6年4月30日(火)     |
| ・プレゼンテーションの実施 | 令和6年5月2日(木)      |
| ・審査結果の通知      | 令和6年5月7日(火) ※予定  |
| ・契約締結         | 令和6年5月13日(月) ※予定 |

## 7 手続き等

### (1) 参加申込の受付

#### ア 提出書類

- ・参加申込書(様式1)
- ・定款、規約等の写し

#### イ 提出期限

令和6年4月26日(金) 17時必着

#### ウ 提出先

福島県保健福祉部 国民健康保険課

住所 〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16 (福島県庁西庁舎7階)

電話 024-521-7204

#### エ 提出方法

持参(平日の9~17時まで)又は郵送(書留郵便)による。

#### オ その他

(ア) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(様式2)を提出すること。

(イ) 参加資格者審査結果については、参加申込書受理後に随時通知する。

### (2) 質問の受付

#### ア 提出期限

令和6年4月26日(金) 17時必着

#### イ 提出方法

質問書(様式3)により、電子メールにて送付すること。また、メールの件名には「【質問】福島県 令和6年度特定健診受診率向上に向けた市町村国保支援事業公募」と記載すること。

電子メール [kokuminkenkouhoken@pref.fukushima.lg.jp](mailto:kokuminkenkouhoken@pref.fukushima.lg.jp)

ウ その他

(7) 受付期間経過後の質問、指定した方法以外での質問は受け付けない。

(4) 質問に対する回答は、参加申込者全てに対し電子メールで回答する。

(3) 企画提案書の受付

ア 提出書類

(7) 企画提案書（任意様式）

<企画提案書に記載すべき事項>

・ 8の審査に関する事項（3）に記載された評価項目に対応するように、企画提案書を作成すること。

・ 企画提案書の構成（項目立て等）は問わないが、評価項目と対応がとれるように作成すること。

(4) 法人の概要がわかるパンフレット等

イ 提出期限

令和6年4月30日（火）17時必着

ウ 提出部数

5部

エ 提出先及び提出方法

7（1）ウ及びエと同じ

## 8 審査に関する事項

(1) 審査方法

提出された企画提案書等に基づき、県が設置する審査委員会において審査を行う。

(2) プレゼンテーションの実施

ア 開催日時及び場所

令和6年5月2日（木）

※ 時間等の詳細は、参加申込者に別途通知する。

※ Zoom ミーティングにより実施予定。

イ その他

・ 提案者が多数となった場合は、書類審査による第1次選考を実施する場合がある。

・ 時間は1者30分（プレゼンテーション15分以内。質疑、その他）の予定であるが、提案者数に応じて変更する場合がある。

・ 出席人数は1者3名以内とする。

(3) 審査基準

各者によるプレゼンテーションを受け、以下の審査基準により採点を行い、最も優れた1者を選定する。

ア 実施体制

・ 類似業務に関する実績をどの程度有しているか。

・ 業務実施に必要な職員が確保され、円滑な業務実施体制が確立されているか。

イ 提案内容

・ 事業の目的・趣旨を正しく反映した提案内容になっているか。

- ・受診率向上に資する根拠に基づいた提案内容になっているか。
- ・健診案内について対象者に分かりやすく伝えるための工夫がされているか。
- ・業務を補完するための有効な追加提案があるか。
- ・個人情報保護の取組等、業務の適切な管理運営が行えるか。

#### ウ 事業費積算

- ・積算内容及び積算額は仕様書に基づき適切な内容となっているか。
- ・費用対効果を考慮した内容となっているか。

#### (4) 審査結果

審査結果については、参加申込者全てに通知する。

なお、審査の内容は公表しないこととする。

### 9 委託契約

県は8の審査により選定された事業者と委託契約を締結する。仕様書の内容は、企画提案された内容を基本とし、最終的には選定事業者と協議して決定する。

なお、契約事業者は、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第228条の規定により契約保証金を納めなければならない。ただし、福島県財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

### 10 その他

#### (1) 費用負担

提案に係る費用は、参加者の負担とする。

#### (2) 企画提案書の取扱い

- ・提出された書類は返却しないものとする。
- ・採択された企画書の著作権等は県に帰属する。
- ・提案された企画提案に関して、著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。
- ・参考見積額が予算上限額を超えた場合は無効とする。

#### (3) 次の場合は失格とする。

ア 応募資格を満たさなくなった場合又は応募資格を満たさないことが判明した場合

イ 応募書類や企画提案の内容に虚偽のあることが判明した場合

ウ プレゼンテーションに参加しない場合